

2021年4月7日

宿泊施設内のレストランにおける消費期限切れ食材の提供について【談話】

サービス・ツーリズム産業労働組合連合会
事務局長 石川 聡一郎

1. 重大なコンプライアンス違反との認識を

本年2月に宿泊施設内のレストランにおいて、消費期限切れの食材を提供していた事例が発生した。今回のような事例は消費者への健康被害、さらには消費者からの食の安全と安心に対する信頼を失うことにつながる。重大なコンプライアンス違反であり、私たちの産業基盤を揺るがす深刻な問題として認識する必要がある。

2. 法令遵守にむけた取り組みを

今回の事例をうけ、宿泊事業者には、改めて法令遵守にむけた取り組みが求められる。サービス連合では、2013年に発生した食品表示問題の再発を防止するため、問題を風化させない取り組みとして、「ホテルの日」のある11月をメニュー表示適正強化月間と定め、適正なメニュー表示の点検活動を労使で継続しておこなっている。今後も、消費者と働くものの安全・安心を守るため、労働組合が企業に対するチェック機能を果たすよう、サービス・ツーリズム産業の健全な発展にむけて、全力で取り組む。

以 上



サービス・ツーリズム産業労働組合連合会(サービス連合)

〒160-0002 東京都新宿区四谷坂町9-6 坂町Mビル2階

Tel:03-5919-3261 Fax:03-5919-3264 URL:<http://www.net-stu.com>